

社会福祉法人多久市社会福祉協議会訪問介護事業所事業計画

1 基本方針

介護保険法に基づく法令の主旨に従い、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 事業内容

介護保険法に規定されている「訪問介護事業」を適正に実施する。

(1) サービス申し込みの調整

- ① 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから依頼の受付
- ② 依頼者宅等へ訪問し、サービス内容などの説明
- ③ 利用にかかわる契約書・重要事項説明書作成
- ④ 介護保険以外における申し込み対応（障害者自立支援・移動支援・さわやか）

(2) 訪問介護計画書及び担当ヘルパーへの必要書類の作成

(3) 訪問介護計画書の説明

(4) 初回訪問時にサービス内容の確認

(5) サービス提供の開始

(6) 担当ヘルパーの勤怠管理

(7) 定期訪問によるモニタリング

(8) 関係機関との連携、サービス担当者会議への参加

(9) 自立支援サービス及び地域支援事業の給付管理

(10) 各種研修・会議への参加（支援センター会議・多久市ヘルパー部会等）

(11) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務